

立 木 売 買 契 約 書 (案)

上記について売出人（以下「甲」という。）と買受人（以下「乙」という。）は、国東市有林立木の売買について下記条項により契約を締結する。

（契約の内容）

第 1 条 契約する物件所在地、面積、搬出期限、樹種等は、次のとおりとする。

1. 件 名 令和 8 年度 市有林立木売払に係る一般競争入札
2. 売買代金 円（消費税含む）
3. 内 訳

物件所在地	国東市安岐町矢川字尾払 387-1 外 4 筆				
面 積	19.40 ha				
搬 出 期 限	令和 11 年 3 月 30 日（金）				
樹 種	材積（m³）	本数（本）	林 齢	伐採区分	備考
ス ギ	6,165.30	7,949	61	主伐	
ヒ ノ キ	4,386.17	6,916	61	主伐	

（売買代金の支払時期）

第 2 条 乙は、契約締結日から 30 日以内に甲の発した納入通知書により頭書の売買代金を国東市指定金融機関に納付しなければならない。

（督促）

- 第 3 条 乙は、第 2 条に定める支払期日までに売買代金を納付しないときは、甲は、納付期限経過後 20 日以内に納付すべき期限を定め、督促状を発行し、乙は、その期限までに納付しなければならない。
- 2 乙は督促状の期限までに納付しない場合は、売買代金の支払期日の翌日から売買代金を支払う日までの日数に応じ、国東市債権管理条例（平成 25 年国東市条例第 1 号）第 11 条第 1 項の規定により算出した遅延損害金を甲に納付しなければならない。
- 3 甲が督促状を発行した場合は、乙は督促手数料として 1 通につき 100 円を納付しなければならない。

（契約保証金）

- 第 4 条 乙は、この契約と同時に契約保証金として売買代金の 10%以上を、甲に支払わなければならない。
- 2 甲は、乙が前条に規定する義務を履行したときは、乙の請求により前項の規定する契約保証金を乙に返還する。ただし、乙は前項に規定する契約保証金を売買代金の一部に充当することができる。
- 3 第 1 項に定める契約保証金には利息を付さない。

- 4 乙が売買代金全額を甲に即納する場合にあつては、契約保証金の納付を要さないものとする。
- 5 前項に該当する場合にあつては、第1項から第3項の適用を除外するものとする。
- 6 第1項に定める契約保証金は、乙がこの契約上の義務を履行しないため甲に損害を与えた場合に、甲に支払うべき損害賠償金の予定又はその一部と解釈してはならない。
- 7 乙が前条に定める義務を履行しないときは、第1項に定める契約保証金は甲に帰属する。

(物件の引渡し)

第5条 物件の引渡しは、売買代金（遅延利息があるときは売買代金及び遅延利息）の納付の完了した日から10日以内に現地において、甲乙立会いの下に行うものとする。ただし、乙がやむを得ない理由により立ち会えないときは、乙の代理人をして引渡しに立ち会わせなければならない。

- 2 物件の引渡し場所は頭書物件所在地とする。
- 3 売買物件に数量、品質の査定その他物件の引渡しに関することは甲の定めるところによる。
- 4 売買物件の所在、面積、種類、数量、又は品質に錯誤若しくはかくれたキズがあつた場合でも、乙はこれについて異議を述べないものとする。

(搬出期限)

第6条 物件の搬出期限は頭書に掲げる契約期間内とし、契約期間内に搬出しなければならない。なお、搬出期間が終了したときにおける搬出未済物件は、すべて甲に帰属するものとする。

- 2 乙は、雑木等の処理について、あらかじめ甲と協議を行い、その指示に従わなければならない。

(搬出期限の延期)

第7条 やむを得ない事由により前項の搬出期間内に物件の搬出を終える見込みのないときは、搬出期間満了7日前までにその事由を付して期間の延長を申請しなければならない。市はその事由を審査して必要と認めたときは、搬出期間を延長することができる。ただし、延長日数は頭書に定める搬出期間の2分の1を超えることはできない。

(搬出遅延による遅延利息)

第8条 乙の責めに帰する理由により、搬出期限までに物件を搬出しない場合は、甲は、乙に対して遅延利息を支払うものとする。

- 2 前項の遅延利息の額は、納入期限の翌日から納入する日までの日数に応じ、契約金に対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の財務大臣の決定する率の割合を乗じて計算した額とする。

(作業の中止)

第9条 甲は次の各号の一に該当する場合は、売買物件の伐採、搬出その他売り払いを伴う作業を中止させることができる。

- (1) 公用、公共又は公益事業の用に供するため、若しくはやむを得ない事由により契約履行することができないとき。
- (2) 乙又はその代理人に法令又は契約条件に違反する行為があるとき

(搬出完了)

第10条 乙は物件の搬出を終了したときは、直ちに甲に搬出完了通知書（様式第12号）を提出し、甲の要求により跡地検査に立ち会わなければならない。

(損害賠償)

第11条 乙は売買物件の搬出にあたり、市有林等及び産物並びに市の施設に損害を与えた時、又は本契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは直ちに甲に届出て賠償の責を負うものとする。その行為が乙の使用人又は請負人であっても同様とする。

(天災その他不可抗力による損害)

第12条 本契約締結後、物件引渡前に甲の責に帰さない事故又は天災その他不可抗力によって物件に損害があっても乙は異議を述べないものとする。

(契約解除)

第13条 次の事由に該当する場合は、甲は本契約の全部又は一部を解除することができる。この場合において、乙は違約金として売買総代金の100分の10を納付すること。なお、違約金をもって売買物件の損害を償うことができないときは、乙は賠償として、その不足額を徴収されても異議を述べないものとする。

- (1) 所定の納付期限までに代金を納付しないとき
- (2) 甲の承認を受けずに引渡前（又は伐採の承認前）に売買物件を処分したとき
- (3) 第7条の約定に違反して売買物件を処分したとき

(契約解除権)

第14条 第9条1の場合において、甲及び乙は履行不能の部分につき、契約の変更又は解除することができる。

2 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。

3 甲は、乙又は乙の役員等が、次のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次のアからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき、契約を解除することができる。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者。

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(契約解除による損害)

第15条 前条の規定により契約を解除した場合には、この契約に基づいて納入した契約保証金は甲に帰属するものとする。

(代理人)

第16条 乙が代理人を選任した時、代理人の変更があったとき、又は代理権が消滅したときは、本人又は、後任代理人からその旨を甲に届けさせること。

(補足)

第 17 条 前各号に定めるもののほか、この契約の履行については必要な事項は、国東市契約規則（平成 18 年国東市規則第 71 号）に定めるところによる。

(協議)

第 18 条 この契約書に約定していない事項について約定する必要が生じたとき、又はこの契約書に約定する事項について疑義のあるときは、その都度売払人と買受人とが協議して定める。

2 協議が整わないときは、甲の決定するところによる。

この契約が成立したことを証するため、この契約書 2 通を作成し、売払人及び買受人が記名押印のうえ、各自 1 通を保持する。

令和 年 月 日

甲 売払人 国東市長 松 井 督 治 ㊟

乙 買受人

住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名

㊟